証券コード　3940
2021年３月９日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目３番１号
朝日生命恵比寿ビル７Ｆ
株式会社ノムラシステムコーポレーション
代表取締役 野村　芳光

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施のうえ開催いたしますが、株主のみなさまにおかれましては、ご来場の場合は、開催日現在の感染状況やご自身の健康状態をご確認のうえ、マスク着用などの感染対策にご配慮いただきますようお願い申しあげます。

なお、当日のご出席に代わって、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年３月23日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2021年３月24日（水曜日）午前10時
　※午前９時30分受付開始予定
2. **場　　所**　東京都港区芝公園二丁目５番20号
　ホテル　メルパルク東京　５階　瑞雲（ＺＵＩＵＮ）
3. **目的事項**
　報告事項　第36期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
　第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nomura-system.co.jp）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、極めて厳しい状況となりました。景気の先行きは、感染者数が増加傾向にある等、感染拡大に歯止めがかからず、依然として不透明な状況にあります。

当社を取り巻く環境におきましては、人手不足を背景とした合理化・省力化投資、老朽化に伴う維持・更新投資が堅調であり、企業のＩＴ投資のペースは引き続き増加する傾向にあります。

このような経営環境のもと、当社はＳＡＰ ＥＲＰパッケージ導入のプライム（元請け案件）をより多く受注すべく、当社の強みである人事ソリューションを中心に営業活動を推進してまいりました。合わせて、ＦＩＳ（※）の営業も積極的に行い、受注の安定に努め、顧客基盤の拡大を図ってまいりました。

この結果、当事業年度におきましては、売上高2,539,510千円（前期比5.3％増）、営業利益373,223千円（前期比11.6％増）、経常利益390,527千円（前期比10.4％増）、当期純利益は269,466千円（前期比11.9％増）となりました。

なお、当社はＥＲＰソリューション事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

（※）ＦＩＳ（Function Implement Service）
ＳＡＰ導入プロジェクトにおいて業務設計、システム設計から顧客要件を分析し、ＳＡＰの実現機能の設計やアドオン（作り込み）設計の技術支援を行う。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、下記の２点を今後の事業展開における特に重要な課題として認識し、対応を強化してまいります。

①人材の確保と育成

当社が継続して成長し発展していくためには、ＳＡＰ社製品を高品質かつ短期間で導入すること及びクラウド、AI、データサイエンスなど著しい進歩がみられる最先端技術の習得が必要不可欠であり、これらを維持し向上していくためにはコンサルタントの研修・トレーニングを充実させるとともに、経験と知識を豊富にもった優秀な人材の確保が必要であると考えております。

製品の多様化からＳＡＰ　ＥＲＰ以外のＩＴ知識とＳＡＰ社製品の導入業務に対する理解を深めるためにも様々な業界及び業務知識も必要となります。当社は、これらの技術及び知識を習得するためにＳＡＰ社のセミナーや研修、自社での教育研修を行っております。また、増加するグローバルな需要に対応するために多言語に対応可能な人材の採用強化を引き続き図ってまいります。

②収益基盤の拡充

当社は、顧客の要望に素早く応え、より優れたコンサルティングサービスを提供するためには、国内に限らずグローバルにおける最新のＩＴ技術を日々把握、素早く対応し、クラウド、データサイエンス、ＲＰＡと新たなサービスを導入し収益基盤を拡充していくことが必要であると考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2017年度 第33期	2018年度 第34期	2019年度 第35期	2020年度 (当期)第36期
売上高	2,533,914 千円	2,540,800 千円	2,411,749 千円	2,539,510 千円
経常利益	404,867 千円	405,973 千円	353,796 千円	390,527 千円
当期純利益	298,750 千円	276,538 千円	240,774 千円	269,466 千円
１株当たり当期純利益	13.40 円	12.25 円	10.54 円	11.75 円
総資産	2,424,509 千円	2,478,524 千円	2,582,217 千円	2,683,093 千円
純資産	2,062,466 千円	2,202,699 千円	2,304,281 千円	2,395,548 千円
１株当たり純資産額	91.57 円	96.57 円	100.55 円	104.10 円

（注）1. １株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 記載金額（１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を除く）は、千円未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2017年７月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行い、2019年８月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行い、また、2020年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。2017年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

事　　業	主　要　業　務
ＥＲＰソリューション事業	ＳＡＰ導入コンサルティング

(8) 主要な営業所（2020年12月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本社	東京都渋谷区
西日本支社	大阪府大阪市淀川区

(9) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
101名	1名増	35.5歳	8.9年

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　68,760,000株

(2) 発行済株式の総数　　23,109,600株（自己株式100,742株）

(3) 株主数　　5,383名

(4) 大株主 （上位10名）

株主名	持株数	持株比率
野村　芳光	14,070,000 株	61.15 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	565,400	2.46
山下　一雄	230,000	1.00
外池　栄一郎	150,000	0.65
石川　るみ子	143,600	0.62
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	132,600	0.58
吉田　勤	123,600	0.54
株式会社日本カストディ銀行（信託口６）	123,600	0.54
酒井　秀和	120,000	0.52
根本　康夫	120,000	0.52

（注）持株比率は自己株式（100,742株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項（2020年12月31日現在）

①2020年３月31日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が600株増加しております。

②2020年５月31日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が2,400株増加しております。

③2020年７月１日付で普通株式１株を２株に分割したことにより、発行済株式の総数が11,508,000株増加しております。

④2020年７月１日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は34,380,000株増加し、68,760,000株となっております。

⑤2020年７月31日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が7,200株増加しております。
⑥2020年９月30日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が4,800株増加しております。
⑦2020年11月30日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が57,600株増加しております。
⑧2020年12月31日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が24,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2014年12月12日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の数

175個

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　210,000株（新株予約権１個につき1,200株）

③新株予約権の行使価額

１個当たり　75,000円（１株当たり63円）

④新株予約権の資本組入額

１株当たり　　31.5円

⑤新株予約権の行使期間

2016年12月25日から2024年11月30日まで

⑥新株予約権の行使条件

ア．各本件新株予約権１個の一部行使は認めない。

イ．本件新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ウ．新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。

エ．その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第４回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑦当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	0個	0株	0名

（注）当社は、2016年５月27日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行い、2017年７月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行い、2019年８月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行い、また、2020年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。上記の②新株予約権の目的となる株式の数、③新株予約権の行使価額、④新株予約権の資本組入額は前述の分割に応じて調整されております。

2015年12月14日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の数

33個

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　39,600株（新株予約権１個につき1,200株）

③新株予約権の行使価額

１個当たり　84,000円（１株当たり70円）

④新株予約権の資本組入額

１株当たり　　35円

⑤新株予約権の行使期間

2017年12月26日から2025年３月29日まで

⑥新株予約権の行使条件

ア．各本件新株予約権１個の一部行使は認めない。

イ．本件新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。また、社外協力者はこの限りではない。

ウ．新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。

エ．その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第６回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑦当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	30個	36,000株	１名

（注）当社は、2016年５月27日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行い、2017年７月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行い、2019年８月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行い、また、2020年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。上記の②新株予約権の目的となる株式の数、③新株予約権の行使価額、④新株予約権の資本組入額は前述の分割に応じて調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	野村芳光	―
常務取締役	根本康夫	管理部長
常務取締役	有賀滋	営業企画部長
取締役	吉田勤	プライム企画部長
取締役	内山勉	コンサルティング事業部長
取締役	太田健一	みずほキャピタル株式会社　特別顧問 フィンテック　グローバル株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役 （常勤監査等委員）	冨谷正明	―
取締役 （監査等委員）	古藤全海	―
取締役 （監査等委員）	田部井修	田部井会計事務所　所長 株式会社アイティーコンサルティング 代表取締役 株式会社大里　社外監査役 株式会社バリューデザイン　社外監査役
取締役 （監査等委員）	千葉幸夫	千葉幸夫公認会計士事務所　代表 株式会社four C partners 代表取締役

（注）1. 2020年３月24日開催の第35回定時株主総会において、千葉幸夫氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役太田健一氏、取締役冨谷正明氏、取締役田部井修氏及び取締役千葉幸夫氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役太田健一氏、取締役冨谷正明氏、取締役田部井修氏及び取締役千葉幸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員のうち冨谷正明氏を常勤の監査等委員として選定しております。これは日常的に業務執行取締役等からの報告や各種調査等の継続的な対応を実効的に行うために必要と考えるからであります。
5. 監査等委員冨谷正明氏は、他社における取締役や監査役としての長年にわたる経験を有しており、経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査等委員古藤全海氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査等委員田部井修氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査等委員千葉幸夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	６名 （１名）	79,590千円 (1,200千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	４名 （３名）	8,460千円 (5,580千円)
合計	10名	88,050千円

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年３月28日開催の第32回定時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年３月28日開催の第32回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	太田　健一	みずほキャピタル株式会社　特別顧問 フィンテック　グローバル株式会社 社外取締役（監査等委員）
社外取締役 （監査等委員）	田部井　修	田部井会計事務所　所長 株式会社アイティーコンサルティング 代表取締役 株式会社大里　社外監査役 株式会社バリューデザイン　社外監査役

地位	氏名	重要な兼職の状況
社　外　取　締　役 （監　査　等　委　員）	千葉　幸夫	千葉幸夫公認会計士事務所　代表 株式会社four C partners　代表取締役

（注）太田健一氏、田部井修氏及び千葉幸夫氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	太田　健一	当事業年度に開催した取締役会全15回（定時12回、臨時３回）の全回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するため、成長企業を含む多くの企業を支えてきた豊富な経験と知見を基に適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役 （監査等委員）	冨谷　正明	当事業年度に開催した取締役会全15回（定時12回、臨時３回）の全回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するため、経営者としての豊富な経験を基に適宜質問し、意見を述べております。また、監査等委員会14回（定時12回、臨時２回）の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	田部井　修	当事業年度に開催した取締役会全15回（定時12回、臨時３回）の全回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するため、主に税理士としての専門的見地と高い見識に基づき適宜質問し、意見を述べております。また、監査等委員会14回（定時12回、臨時２回）の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	千葉　幸夫	社外取締役就任後に開催した取締役会全10回（定時９回、臨時１回）のうち10回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するため、主に公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき適宜質問し、意見を述べております。また、監査等委員会10回（定時９回、臨時１回）のうち10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して新収益認識基準に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期、会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況及び職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を決定し、取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。

② 当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士による助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。

③ 「コンプライアンス・リスク委員会」は、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理部は再発防止策活動を推進します。

④ 内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立します。情報セキュリティに関する具体的な施策については「情報セキュリティ委員会」で審議し、推進します。

② 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき、厳重に管理します。

③ 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。

② 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議

を行い、その結果を取締役会に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。

② 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

③ 当社は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告しております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置きます。

② 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得た上で行い、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

(6) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。

② 監査等委員会は、重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。

(7) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にしております。

(8) 監査等委員の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は、重要な意思決定及び業務の遂行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧します。

② 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視します。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。

② 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

(11) 反社会的勢力への対応

① 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しております。

② 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築します。

業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

コンプライアンス・リスク委員会は、市場、情報セキュリティ、当社が提供するサービスにおける課題、労務等、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議しました。

また、主要な規程、インサイダー取引や情報漏洩防止に関する研修での教育を推進し法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っており、あわせて内部通報制度の周知等により、コンプライアンスの推進、実効性の確保に取り組みました。

② 取締役の職務の執行

取締役会において、取締役全員出席のもと、重要な業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、中期経営計画及び利益計画を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組みました。

③ 内部監査の実施

内部監査部門は内部監査計画に基づき、監査等委員と連携して内部監査を実施し、モニタリングを行いました。

④ 監査等委員会の職務の執行

監査等委員会は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や監査法人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、内部監査及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

⑤ 内部統制システム全般

内部統制については、基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、改善をすすめました。

⑥ 反社会的勢力の排除

当社は、「反社会的勢力排除方針」を定め、当社ウェブサイトや社内メール等でその内容の周知徹底を図りました。また、反社会的勢力との取引防止のため、新規取引先の事前確認及び既存取引先の継続確認を適宜行うとともに、所轄警察署や暴力追放推進運動センター等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組みました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当につきましては、財務基盤の健全性を維持し、事業環境の変化や将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、配当性向40％以上の安定配当を継続的に行うことを基本方針といたします。

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,292,990**	**流動負債**	**283,964**
現金及び預金	1,847,362	買掛金	135,760
売掛金	414,588	未払金	24,940
仕掛品	23,198	未払法人税等	69,688
前払費用	6,391	預り金	16,529
その他	1,452	その他	37,047
固定資産	**390,103**	**固定負債**	**3,581**
有形固定資産	**4,252**	資産除去債務	3,581
建物	12,788	**負債合計**	**287,545**
車両運搬具	11,440	**(純資産の部)**	
工具器具備品	11,196	**株主資本**	**2,487,471**
減価償却累計額	△31,171	**資本金**	**319,988**
無形固定資産	**218**	**資本剰余金**	**276,488**
その他	218	資本準備金	276,488
投資その他の資産	**385,632**	**利益剰余金**	**1,918,419**
投資有価証券	298,654	その他利益剰余金	1,918,419
繰延税金資産	62,301	繰越利益剰余金	1,918,419
その他	24,677	**自己株式**	**△27,423**
		評価・換算差額等	**△92,135**
		その他有価証券評価差額金	△92,135
		新株予約権	**212**
		純資産合計	**2,395,548**
資産合計	**2,683,093**	**負債・純資産合計**	**2,683,093**

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損　益　計　算　書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,539,510**
売上原価		**1,900,044**
売上総利益		**639,466**
販売費及び一般管理費		**266,243**
営業利益		**373,223**
営業外収益		
受取配当金	17,085	
助成金収入	202	
その他	17	17,304
経常利益		**390,527**
税引前当期純利益		**390,527**
法人税、住民税及び事業税	116,397	
法人税等調整額	4,664	121,061
当期純利益		**269,466**

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2020年１月１日残高	**316,156**	**272,656**	**272,656**	**1,774,955**	**1,774,955**
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	3,832	3,832	3,832		
剰余金の配当				△126,001	△126,001
当期純利益				269,466	269,466
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	**3,832**	**3,832**	**3,832**	**143,464**	**143,464**
2020年12月31日残高	**319,988**	**276,488**	**276,488**	**1,918,419**	**1,918,419**

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年１月１日残高	**△27,402**	**2,336,364**	**△32,788**	**△32,788**	**705**	**2,304,281**
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		7,664				7,664
剰余金の配当		△126,001				△126,001
当期純利益		269,466				269,466
自己株式の取得	△21	△21				△21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△59,347	△59,347	△494	△59,840
事業年度中の変動額合計	**△21**	**151,107**	**△59,347**	**△59,347**	**△494**	**91,266**
2020年12月31日残高	**△27,423**	**2,487,471**	**△92,135**	**△92,135**	**212**	**2,395,548**

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ……期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ……移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～15年
車両運搬具	６年
工具器具備品	５～10年

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 23,109,600株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 100,742株

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 265,200株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年３月24日定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	126,001	11	2019年12月31日	2020年３月25日

（注）当社は2020年７月１日付で普通株式１株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記金額は、当該株式分割前の実際の配当金の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年３月24日定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	126,549	5.50	2020年12月31日	2021年３月25日

３．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税	4,759	千円
資産除去債務	1,096	〃
投資有価証券評価損	15,063	〃
その他有価証券評価差額金	40,663	〃
その他	747	〃
繰延税金資産合計	62,329	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	27	〃
繰延税金負債合計	27	〃
繰延税金資産純額	62,301	千円

４．金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。資金運用については、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。なお、当社はデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に配当収入を期待する投資有価証券の運用ですが、市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが１年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業企画部と管理部が連携して、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2) をご参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	1,847,362	1,847,362	－
(2)売掛金	414,588	414,588	－
(3)投資有価証券	297,849	297,849	－
資産計	2,559,799	2,559,799	－
(1)買掛金	135,760	135,760	－
(2)未払金	24,940	24,940	－
(3)未払法人税等	69,688	69,688	－
負債計	230,388	230,388	－

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	当事業年度 （2020年12月31日）
非上場株式	805

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,847,362	－	－	－
売掛金	414,588	－	－	－
合計	2,261,950	－	－	－

５．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

６．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　104円10銭

１株当たり当期純利益金額　　11円75銭

（注）当社は、2020年７月１日付で普通株式１株につき2株の株式分割を行いました。
１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しています。

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

８．その他の注記

特記事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年２月10日

株式会社ノムラシステムコーポレーション
　取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早　稲　田　宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　裕　之	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノムラシステムコーポレーションの2020年1月1日から2020年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月15日

株式会社ノムラシステムコーポレーション　監査等委員会

常勤監査等委員	冨谷　正明	㊞
監査等委員	古藤　全海	㊞
監査等委員	田部井　修	㊞
監査等委員	千葉　幸夫	㊞

（注）常勤監査等委員冨谷正明氏、監査等委員田部井修氏及び監査等委員千葉幸夫氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当につきましては、財務基盤の健全性を維持し、事業環境の変化や将来の事業展開に備えて内部留保の充実も図りつつ、配当性向40％以上の安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。つきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき５円50銭　配当総額　126,548,719円

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年３月25日（木曜日）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>野村（ノムラ）　芳光（ヨシミツ）
（1948年12月15日生）</td><td>1969年４月　トヨタ自動車株式会社入社
1971年３月　株式会社データプロセスコンサルタント（現アイエックス・ナレッジ株式会社）入社
1972年９月　三菱金属株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社
1979年10月　ノース・アメリカ保険株式会社（現Ｃｈｕｂｂ損害保険株式会社）入社
1983年１月　損害保険代理店として独立
1986年２月　当社設立　代表取締役（現任）</td><td>14,070,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
野村芳光氏は、当社創業者であり、当社設立以来、長年にわたる経営者としての経験と優れた経営手腕により当社を成長させてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、経営全般に関する知識と能力を有していることから、当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>根本（ネモト）　康夫（ヤスオ）
（1957年５月19日生）</td><td>1976年４月　宮崎電線工業株式会社
1987年４月　株式会社システムエース入社
1988年８月　当社入社
1999年５月　当社取締役
2005年11月　当社取締役ＥＲＰソリューション事業部長
2006年12月　当社取締役ＥＲＰソリューション事業部長兼ネットワーク事業部長
2014年12月　当社取締役コンサルティング事業部長
2017年３月　当社常務取締役コンサルティング事業部長
2019年９月　当社常務取締役コンサルティング事業部長兼管理部長
2019年11月　当社常務取締役管理部長（現任）</td><td>120,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
根本康夫氏は、当社コンサルティング事業の責任者として同事業の拡大を通じた企業価値向上へ貢献してきた実績と取締役としての経営の監督を適切に遂行してきたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	有賀 滋（アリガ シゲル） （1971年７月１日生）	1994年４月　株式会社アルビオン入社 1995年２月　株式会社テレウェイネットワーク入社 1996年９月　エムシーメディオ株式会社入社 2003年４月　株式会社コムウェア入社 2006年４月　当社入社 2009年４月　当社営業企画部長 2013年１月　当社執行役員 2015年３月　当社取締役営業企画部長 2017年３月　当社常務取締役営業企画部長（現任）	80,000株
	取締役候補者とした理由 有賀滋氏は、当社コンサルティング事業のサービス提供方法の一つであるFISの持続的な成長による当社経営基盤の安定化を通じた企業価値向上へ貢献してきた実績と取締役としての経営の監督を適切に遂行してきたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。		
4	吉田 勤（ヨシダ ツトム） （1975年９月16日生）	1998年４月　株式会社クリスタル入社 2001年３月　株式会社ソフトウェーブ転籍 2002年５月　個人事業主として開業 2004年４月　当社入社 2014年８月　当社営業企画部長 2017年３月　当社取締役プライム企画部長（現任）	123,600株
	取締役候補者とした理由 吉田勤氏は、当社コンサルティング事業のサービス提供方法の一つであり、より収益性の高いプライムの案件獲得を通じた企業価値向上へ貢献してきた実績と取締役としての経営の監督を適切に遂行してきたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。		
5	内山 勉（ウチヤマ ツトム） （1976年６月11日生）	2002年８月　個人事業主として開業 2011年９月　当社入社 2014年４月　当社ＥＲＰソリューション事業部長 2017年３月　当社取締役コンサルティング事業部長（現任）	86,400株
	取締役候補者とした理由 内山勉氏は、2011年の当社入社以来、コンサルタントとして尽力し、2014年からはERPソリューション事業部長としてリーダーシップを発揮し、高品質な提供を通じて企業価値向上へ貢献してきた実績と取締役としての経営の監督に適切に遂行してきたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	太田（オオタ） 健一（ケンイチ） （1950年９月３日生）	1975年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1987年５月　富士銀キャピタル株式会社（現みずほキャピタル株式会社）に出向 2002年４月　みずほキャピタル株式会社　営業推進部長 2002年９月　株式会社みずほ銀行からみずほキャピタル株式会社に転籍 2004年４月　みずほキャピタル株式会社　営業企画部長 2005年10月　同社　執行役員営業第３グループ長 2010年10月　同社　嘱託　営業部部長（2015年９月退任） 2011年４月　国立研究法人科学技術振興機構「A-STEP」「NexTEP」プログラム財務系評価委員(現任) 2015年10月　みずほキャピタル株式会社　特別顧問(現任) 2015年12月　フィンテック　グローバル株式会社　監査役 2018年３月　当社社外取締役（現任） 2019年12月　フィンテック　グローバル株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任）	－株
	社外取締役候補者とした理由 太田健一氏は、銀行及びベンチャーキャピタルにおいて、成長企業を含む多くの企業を支えてきたことから財務及び会計に関する深い知見、また、相応程度の法務の知見を有していることに加え、国立研究法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムでの財務系評価委員としての経験を有しております。その豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として職責を果たしております。独立した立場から社外取締役として十分な役割を引き続き果たすことができると考え、社外取締役候補者としました。		

（注）１．当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者野村芳光氏は当社の経営を支配しているものであります。
３．太田健一氏は、社外取締役候補者であります。
４．太田健一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
５．当社は太田健一氏との間で会社法第423条第１項に定める損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
６．太田健一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役冨谷正明氏、古藤全海氏及び田部井修氏は任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	トミヤ　マサアキ 冨谷　正明 （1941年８月６日生）	1964年４月　三菱商事株式会社入社 1987年４月　DiaResibon Thailand Co.出向 代表取締役 1991年５月　株式会社グラファイトデザイン出向 代表取締役 1994年２月　株式会社ゴウセイ出向　常務取締役 2006年８月　株式会社サンライフ　常勤監査役 2008年２月　株式会社テクノサイエンスジャパン　常勤監査役 2011年８月　株式会社旅キャピタル（現株式会社エアトリ）　監査役 2015年３月　当社常勤監査役 2017年３月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）	12,000株
	社外取締役候補者とした理由 冨谷正明氏は、他社において取締役や監査役として培われた幅広い見識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場に立って経営全般の重要事項について適切な意見を引き続き頂けるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	田部井（タベイ）　修（オサム） （1955年８月25日生）	1979年４月　近畿日本ツーリスト株式会社入社 1984年10月　株式会社和広入社 1988年１月　税理士登録 1990年10月　石川会計事務所（現税理士法人ハートフル会計事務所）入所 1998年３月　中小企業診断士登録 1998年６月　田部井会計事務所設立　所長（現任） 2000年８月　株式会社アイティーコンサルティング設立　代表取締役（現任） 2008年１月　株式会社大里　社外監査役（現任） 2012年２月　株式会社アクトコール　社外取締役（監査等委員） 2014年９月　株式会社バリューデザイン　社外監査役（現任） 2016年３月　当社監査役 2017年３月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）	－株
	社外取締役候補者とした理由 田部井修氏は、税理士として税務及び会計に関する深い見識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場に立って経営全般の重要事項について適切な意見を引き続き頂けるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．冨谷正明氏及び田部井修氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、候補者の所属する田部井会計事務所及び株式会社アイティーコンサルティングと顧問契約等の締結はございません。また、当社は、候補者の兼務先との特別な関係はございません。
４．冨谷正明氏及び田部井修氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
５．当社は冨谷正明氏及び田部井修氏との間で会社法第423条第１項に定める損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
６．冨谷正明氏及び田部井修氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

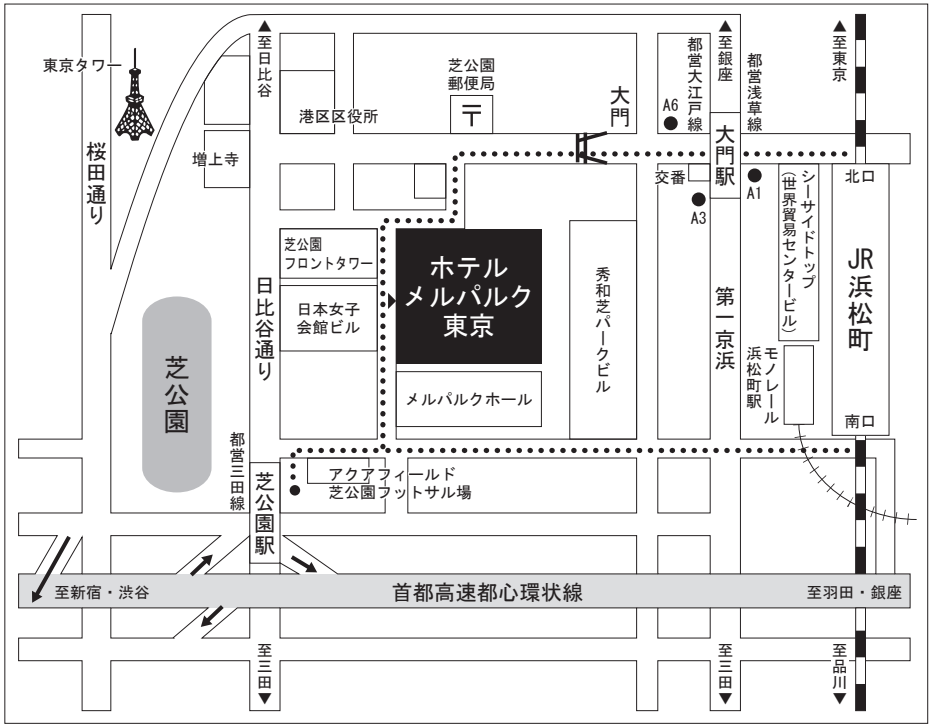
以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区芝公園二丁目５番20号
ホテル メルパルク東京
５階 「瑞雲（ＺＵＩＵＮ）」
電話（03）3433-7211（代表）



交通

ＪＲ／モノレール	「浜松町駅」北口	徒歩８分
都営三田線	「芝公園駅」Ａ３出口	徒歩２分
都営大江戸線／浅草線	「大門駅」Ａ３出口	徒歩４分

※お願い　駐車場の収容台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。